



事 務 連 絡

平成 3 0 年 9 月 6 日

各 位

福井労働局雇用環境・均等室長

10 月における年次有給休暇の取得促進について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

雇用環境・均等行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされているところです。

このため厚生労働省では、次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、ポスター、リーフレット、専用 WEB ページ等を活用した広報等で、労使に対する働きかけを行うこととしております。

については、今般、ポスター及びリーフレットを送付しますので、ポスター及びリーフレットの掲示・備付けをしていただくとともに、別添参考文例等により広報誌や貴職ホームページ等にて、周知の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 ポスター	1 枚
2 リーフレット	30 枚

